新型コロナウイルス感染拡大防止のための小学校等の臨時休業に伴う 特別休暇の取得について

- 1. 取得要件 小学校以下の子又は特別支援学校(学級)に在籍する子を養育する教職員が、その子の世話(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その子が在籍する小学校等が臨時休業になったことに伴う世話に限る。)のため、やむを得ず勤務しないことが相当であると認められる場合
- 2. 休暇の種類及び単位
 - ・特別休暇とする。
 - ・必要に応じて1日、1時間を単位として取得。
- 3. 有給又は無給の別 有給とする。
- 4. 休暇の請求
 - ・原則として,事前に「特別休暇簿」により請求を行う。やむを得ない事由によりあらかじめ請求できない場合は,事後速やかに請求すること。
 - ・請求にあたっては、「特別休暇簿」に次の事項を記載すること。

理 由:新型コロナ (子の臨時休業)

備考欄:子の学年